

議員提出議案第10号

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための
必要な措置を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

平成30年12月20日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	前 田 敬 孝
	同	青 亀 壽 宏
	同	川 本 正 一 郎
	同	新 藤 登 子
	同	桑 本 賢 治
	同	澤 田 豊 秋
	同	福 本 ま り 子
	同	角 勝 計 介

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋 正和

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための
必要な措置を求める意見書

2015年の子ども・子育て支援新制度実施以後においても、待機児童の増加・慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。

すべての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で、安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基準の改善による保育士の増員と処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化も含めた総合的な対策を進めることである。

よって、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

1. 待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充させるために、国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。
2. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
3. 保育の無償化の実施にあたっては、地方自治体の負担増とならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当（少子化対策）大臣

衆議院議長

参議院議長